

防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

香川県

1 防災工事等の推進に関する基本的な方針

(1) 香川県における農業用ため池の概要

ア 現状と基本的な考え方

本県は、四国の東北部に位置し、地形は半月型で、南部には讃岐山脈が連なり、北部には数多くのため池が点在する讃岐平野が展開し、讃岐の原風景を構成している。

気候は、比較的温暖で年間を通じて降水量は少なく、日照時間数が多い、瀬戸内式気候である。

また、恵まれた気候や立地条件のもと、優れた農業技術や創意工夫により、収益性の高い作物を中心にレタス、金時にんじん、マーガレットなど全国に誇れる農産物が栽培され、県内はもとより京浜や京阪神地域等に対し、新鮮で良質な農産物を供給している。

本県では、昭和41年度に「ため池の保全に関する条例」を策定するとともに、昭和43年度から「香川県老朽ため池整備促進5か年計画」を順次策定し、ため池の防災・減災対策に計画的に取り組んでいる。

今後のため池整備については、令和5年度を初年度とする「第12次老朽ため池整備促進5か年計画」に基づき、劣化状況評価の結果、老朽化が進行しているため池について、受益地の有無を考慮のうえ、「ため池工事特措法」の有効期間内に改修・廃止することを目標に、「防災重点農業用ため池の整備促進」および「受益地がないため池等の防災対策」を基本方針として、引き続きため池の総合的な防災対策を計画的かつ積極的に推進する。

イ 所有者及び管理者の状況

別表1のとおり

(2) 香川県における防災工事等の実施状況等

別表1のとおり

2 劣化状況評価の実施に関する事項

(1) 劣化状況評価の推進計画

劣化状況評価については、ため池整備の優先度を判定するため、「ため池工事特措法」の施行年度からR4年度にかけて、未改修ため池の劣化状況評価を先行して実施し、ため池の老朽度を劣化が進行しているため池からA、B1、B2、C、Dの5段階に区分。

| 老朽度 | 内 容 | 箇所数 |
|-----|--|-------|
| A | 全体的（堤体、取水施設、洪水吐）に劣化が進行しているため池 | 179 |
| B1 | 全体的に劣化は進行していないものの、堤体の劣化が顕著なものや漏水が一定量確認されたため池 | 198 |
| B2 | 部分的に劣化がみられるため池 | 393 |
| C | 全体的に劣化の程度が小さく、当面は防止対策の必要のないため池 | 514 |
| D | 全体的に変状はなく安全なため池 | 156 |
| 計 | | 1,440 |

また、改修済ため池の中にも、経年劣化等により、劣化が生じているため池も想定されることから、今後、次期5か年計画に併せて、改修済ため池劣化状況評価も実施していく。

- ア R4までに劣化状況評価を行った防災重点農業用ため池： 1,621か所
 イ R7以降に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池： 1,366か所

(2) 経過観察

劣化状況評価の結果、変状が確認された老朽度区分A、B1、B2、Cのため池については、工事に着手するまでの間、香川ため池保全管理サポートセンターが経過観察（2年ごと）を行う。

(3) 定期点検

地震や豪雨等により防災重点農業用ため池の劣化が進行する等の不測の事態が生じるおそれがあることから、防災工事が完了したものも含め、市町内に存在する防災重点農業用ため池について、定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。

- ア 定期点検の頻度：1～2回/年（草刈りや取水時等に点検を行う）
 イ 定期点検を行う者：市町・管理者

3 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

(1) 地震・豪雨耐性評価の推進計画

防災工事が必要と判断したため池及び「ため池工事特措法」に基づき、決壊した場合に浸水想定区域内に緊急避難経路等の防災活動の拠点となる施設が存在する防災上重要なため池について、地震・豪雨耐性評価を実施する。

- ア 前期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池： 143か所
 イ 後期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池： 151か所

(2) 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき要件（知事特認）

なし。

4 防災工事の実施に関する事項

(1) 防災工事（廃止工事を除く。）の推進計画

R4年度までに実施した劣化状況評価結果、老朽度の高いものについて、「第12次老朽ため池整備促進5か年計画（R5～R9）」と整合を図りながら、決壊した場合の下流への影響度等も踏まえ優先度の高いものから防災工事を実施する。

ア 前期に防災工事を行う防災重点農業用ため池： 120か所

イ 後期に防災工事を行う防災重点農業用ため池： 151か所

(2) 廃止工事の推進計画

R4年度までに実施した劣化状況評価結果、老朽度が高く防災上放置できないため池であって受益地がないものについては、「第12次老朽ため池整備促進5か年計画（R5～R9）」と整合を図りながら、「ため池工事特措法」の有効期間中に廃止工事を検討する。

なお、廃止工事までの手順として、今後のため池の在り方（本県の厳しい水事情や決壊による下流への影響度など）について地元（市町、所有者等）で協議を行ったうえで、貯水機能の廃止を検討する。

ア 前期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池： 56か所

イ 後期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池： 82か所

(3) 防災工事の実施に当たっての配慮すべき事項

ア 文化財保護担当部局との調整

事業実施前に「生涯学習・文化財課」と文化財保護措置について、調整を図り、事業計画に反映させる。

イ 環境担当部局との調整

「香川県農業農村整備事業環境情報協議会」を設置し、専門家からの意見や助言を受け、実効性のある環境配慮手法の確立に向け取り組む。

ウ 上水道担当部局との調整

事業実施前に十分な現地調査を行い、協議が必要な場合は、個別に上水道担当部局と調整を行いながら事業を実施する。

エ その他

5 防災工事等の実施に当たっての市町との役割分担及び連携に関する事項

(1) 防災工事等の実施主体

ア 劣化状況評価

「防災重点農業用ため池」については県（香川ため池保全管理サポートセンターに委託）

イ 1) 地震耐性評価・・・防災工事の事業主体（県、市町、土地改良区）

2) 豪雨耐性評価・・・防災工事の事業主体（県、市町、土地改良区）

ウ 防災工事（廃止工事を除く。）

- (ア) 県営事業で防災工事を実施する「防災重点農業用ため池」については県
 - ・受益面積 2.0ha 以上のため池
 - ・中山間地域を含む市町において、一定の地域内で実施するため池整備事業の受益面積の合計が 10ha 以上
 - ・中山間地域を含まない市町において、一定の地域内で実施するため池整備事業と併せ行う他事業の受益面積の合計が 10ha 以上
- (イ) 団体営事業で防災工事を実施する「防災重点農業用ため池」については市町・土地改良区
 - ・受益面積 2.0ha 未満のため池

エ 廃止工事

- (ア) 県営事業で防災工事と併せて廃止する「防災重点農業用ため池」については県
 - (イ) 団体営事業で廃止する「防災重点農業用ため池」については市町
- (2) 技術指導等の内容
土地改良事業団体連合会内に、「香川ため池保全管理サポートセンター」を設置し、巡回指導等を行う。
- (3) 情報共有及び連携の方法
「香川県ため池保全管理協議会」の中で、防災工事等に係る情報共有を図り、連携して防災工事等を推進する。
構成員は県・市町・土地改良事業団体連合会とする。
会長は県土地改良課長が務める。
事務局は県土地改良課が担う。

6 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

- (1) ICT等の先端技術の導入等による管理・監視体制の強化
貯水量が大きい防災重点農業用ため池を中心に、ため池の管理・監視体制を強化することを目的として、県は市町が行う水位計や監視カメラの導入に対する取組を支援し、遠隔監視により、監視体制の省力化と併せ、ため池の変状を速やかに把握することで、豪雨や地震時等の迅速な避難行動に繋げていく。

防災工事等の推進に関する基本的な方針 香川県

令和5年3月末時点

1 農業用ため池の概要

(1)所有者別の箇所数及び割合

| 区分 | 国又は地方公共団体 | 土地改良区 | 水利組合 | 集落又は個人 | その他 | 不明 | 合計 | 備考 |
|------|-----------|-------|------|--------|------|------|--------|----|
| (割合) | (82%) | (2%) | (1%) | (14%) | (1%) | (0%) | (100%) | |
| 箇所数 | 2,508 | 56 | 24 | 420 | 30 | 11 | 3,049 | |

(2)管理者別の箇所数及び割合

| 区分 | 国又は地方公共団体 | 土地改良区 | 水利組合 | 集落又は個人 | その他 | 不明 | 合計 | 備考 |
|------|-----------|-------|-------|--------|------|------|--------|----|
| (割合) | (0%) | (15%) | (42%) | (42%) | (0%) | (1%) | (100%) | |
| 箇所数 | 9 | 458 | 1,266 | 1,273 | 10 | 33 | 3,049 | |

※国：行政財産として所有するものに限る。

※地方公共団体：法定外公共物であって市町村への所有権移転登記が未了のものを含む。

2 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の実施状況等

| 区分 | 内容 | 箇所数 | 備考 |
|----|---|-------|----|
| ア | 劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を実施し、防災工事は不要であると判断されたもの | 665 | |
| イ | 劣化状況評価等を実施し、両方又はいずれか一方の評価結果から防災工事が必要であると判断されたもの | 79 | |
| | ① 防災工事(廃止工事を除く)が完了したもの | 54 | |
| | ② 防災工事(廃止工事を除く)が未了のもの(継続中のものを含む) | 20 | |
| | ③ 廃止工事が完了したもの(指定解除手続きが未了のものに限る) | 4 | |
| ウ | 劣化状況評価を実施し、地震・豪雨耐性評価が未了 | 2,298 | |
| | ① 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの | 978 | |
| | ② 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの | 907 | |
| | ③ 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当し、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの | 36 | |
| エ | 地震・豪雨耐性評価を実施し、劣化状況評価が未了 | 0 | |
| | ① 地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの | 0 | |
| | ② 地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの | 0 | |
| | ④ 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当し、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの | 377 | |
| オ | 劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価がいずれも未了 | 0 | |
| | ① 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当しないもの | 0 | |
| カ | ② 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当するもの | 0 | |
| | 現に農業用水の貯水池として利用なし | 7 | |
| カ | ① 今後廃止工事を行うもの | 0 | |
| | ② 廃止工事が完了したもの(指定解除手続きが未了のものに限る) | 7 | |
| 合計 | | 3,049 | |